

## 令和3年第6回清瀬市農業委員会会事録

令和3年6月22日午前9時00分から午前9時30分、清瀬市役所研修室において、清瀬市農業委員会を開催した。

- |   |      |        |        |       |       |  |  |
|---|------|--------|--------|-------|-------|--|--|
| 1 | 出席委員 | 会 長    | 第9番    | 松村 俊夫 |       |  |  |
|   |      | 会長職務代理 | 第3番    | 小寺 正明 |       |  |  |
|   |      | 第1番    | 村野 和博  | 第2番   | 西川 幸広 |  |  |
|   |      | 第4番    | 齊藤 正樹  | 第5番   | 金子 住晴 |  |  |
|   |      | 第6番    | 並木 浩   | 第7番   | 石井 啓介 |  |  |
|   |      | 第8番    | 増田 武   | 第10番  | 内野 悦二 |  |  |
|   |      | 第11番   | 横山 眞一  | 第12番  | 村野 正明 |  |  |
|   |      | 第13番   | 後藤 由美子 | 第14番  | 金子 廣明 |  |  |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 木村広昇・中野正明

- 4 付議事項 (1) 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」について  
(2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」  
(3) 相続税猶予制度に基づく「引き続き認定都市農地貸付等を行っている旨の証明書」について  
(4) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について  
(5) 農地法に基づく許可について〔3条関係〕  
(6) 農地法に基づく届出について〔4・5条関係〕  
(7) その他

議 長 おはようございます。20日で緊急事態宣言は解除されましたが、現在東京都はまん延防止等重点措置中という事で、会議並びに午後の農地利用状況調査等も密を避けて、車内での会話も控えて頂きながら感染の防止に努めていただき委員会活動に従事して頂きたいと考えております。本日は農地法に基づきまして農地利用状況調査の実施という形になります。これは基本的には8月1日から10月末におきまして各農業委員会が1か月間の農地パトロール月間を予定いたします。その中で管理等の視察を行うという状況になっております。改善はされてきておりますが、いまだに状況が芳しくない農地が各地に見受けられますので本日は時間の範囲内で適正に管理状況を視察して頂きました。

いと考えております。午後のパトロールは大変暑い中での実施となりますが、気を付けながら自分たちの担当地域の管理状況を調査し、報告をお願いしたいと思います。また、本日は事務局の矢吹が欠席という形になっておりますので、事務局2人体制で本日の委員会を開始したいと思います。それでは令和3年清瀬市第6回の農業委員会を始めたいと思います。本日は委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第11番委員の横山委員、第12番委員の村野正明委員となっております。よろしくお願いいたします。議案第1号相続税納税猶予に関する適格者証明願を議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局

はい。議案第1号 相続税納税猶予制度に関する適格者証明願の説明をいたします。農地を相続した場合、農業経営の継続の支援をするため、税務署で相続税納税猶予制度を申し込む際に必要となる証明書です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 土地の表示 中清戸四丁目873番3、地目 山林、地積 23㎡、他4筆、合計1,631㎡のうち1,630㎡。

以上でございます。

議長

只今、事務局で朗読説明がございました。横山委員と並木委員より、説明をお願いします。

横山委員

6月14日の月曜日に事務局矢吹さんと中清戸農業委員並木さんと現地調査いたしました。ご本人とJAの木村さんも同席いたしました。全体で電柱が2本と畑と道路の境界に1本、合計3本ありまして、面積から電柱面積を除外してもらうように話しました。また一か所、車を入れるために使っており、そこも整地して、綺麗にしてもらいたいという事を説明して了承してもらいましたので、改善されていると思いますので問題ないと思います。以上です。

並木委員

横山委員と一緒に現地調査しましたが、横山委員のおっしゃる通り多少の直すところはあるが改善されれば何も問題ないと思

います。以上です。

議 長 はい。申請地の1筆であるこの23㎡の畑の地目は山林。現況は畑でよいですね。

事務局 そうです。今回は登記簿上の地目が山林であって、現状畑というのは稀にあります。公図と現況が違う場合も稀にあります。必ずしも一致という事はないのです。あくまでも適格者であるかの審査になります。

議 長 地目が山林で適格者証明書を発行することは問題ないですか。

事務局 問題ないです。

議 長 今回の適格者証明は問題なく適格者証明は出せますが、特定生産緑地に山林は入れない。今回の特定生産緑地の移行にあたって、前回の生産緑地を認めていたものが、地目が畑でないために、地目を畑にしてから申請になった事例があると聞いています。その為に測量士を入れて地目変更という事で、時間がかかる現状です。このままだと特定生産緑地の申請時に指摘されると思います。今回の出ている議案内容は農業委員会としては承認できる内容という事で結構だと思います。

議 長 どうでしょうか。ご異議はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。  
議案第2号相続税納税猶予制度に基づく、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目	申請年月日	令和3年5月13日、申請回数8回目。
2件目	申請年月日	令和3年5月13日、申請回数8回目。
3件目	申請年月日	令和3年5月13日、申請回数9回目。
4件目	申請年月日	令和3年5月13日、申請回数7回目。

5件目 申請年月日 令和3年5月14日、申請回数2回目。  
6件目 申請年月日 令和3年5月17日、申請回数5回目。  
7件目 申請年月日 令和3年5月19日、申請回数2回目。  
8件目 申請年月日 令和3年5月19日、申請回数2回目。  
9件目 申請年月日 令和3年5月20日、申請回数4回目。  
10件目 申請年月日 令和3年6月2日、申請回数7回目。  
11件目 申請年月日 令和3年6月4日、申請回数6回目。  
12件目 申請年月日 令和3年6月4日、申請回数2回目。  
13件目 申請年月日 令和3年6月4日、申請回数2回目。  
以上でございます。

議長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

1件目、2件目、金子住晴委員よりお願いいたします。

金子住晴委員 現地を調査いたしました。1件目と2件目は夫婦でありまして、すべての畑は綺麗に耕作されております。特段問題ないと思われました。以上です。

議長 3件目、横山委員よりお願いいたします。

横山委員 現地調査に入りましたらご本人がいました。ご本人は本当に一生懸命やられていますので、問題ないと思えます。

議長 4件目、6件目を増田委員よりお願いいたします。

増田委員 4件目、私と矢吹さんで現地調査に入りました。綺麗に耕作されていて問題ありません。6件目は植木屋さんで全ての畑で剪定されていて、問題ありません。

議長 5件目、金子住晴委員よりお願いいたします。

金子住晴委員 現地調査に入りました。無農薬で自然栽培の農家としてはこだわっている所があるのですが、畑は草もちゃんと綺麗になっており、問題ないと思えます。

議長 7件目、8件目、横山委員よりお願いいたします。

横山委員 5月29日現地調査に入りました。栗畑という事で、行った時

には、5 cm位の草が生えておりました。定期的に草刈りをして  
いるという事で、問題ないと思います。

議 長 9件目、金子住晴委員よりお願いいたします。

金子住晴委員 殆どの畑が栗で埋まっております、下草も綺麗になっており  
ますので、問題ないと思われま。

議 長 10件目、並木委員よりお願いいたします。

並木委員 綺麗に耕作されており、問題ないと思います。

議 長 11件目、石井委員よりお願いいたします。

石井委員 6月11日矢吹さんと現地を確認いたしました。庭先直売を中  
心とする篤農家で、大変綺麗に耕作されていて何も問題ないと思  
います。

議 長 12件目、13件目、金子住晴委員よりお願いいたします。

金子住晴委員 12件目、13件目は夫婦でございまして、篤農家でもありま  
すし、現地も綺麗に耕作されており、問題はございませんでし  
た。以上です。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はあり  
ますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。

議案第3号相続税納税猶予制度に基づく「引き続き認定都市農  
地貸付け等を行っている旨の証明書」を議題とさせていただきます。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。こちらは、相続税納税猶予制度を適用された方で、都市  
農地の貸借の円滑化に関する法律で農地を貸し出している場合  
に、3年ごとの報告を税務署に行う際、こちらの証明書も必要  
となります。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1 件目 申請年月日 令和3年5月20日、申請回数1回目。

以上でございます。

議 長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の金子住晴委員が現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

金子住晴委員 この畑はビニールハウスが6棟と日除けの黒い寒冷紗が掛かっていました。ハウスの中には、園芸をしているという感じが見受けられましたので、問題ないと思います。

委 員 只今の場所なのですが、先ほど議案の9件目の栗畑という話が出ましたが、今も栗畑はあるのですか。

事務局 栗畑は別の場所です。納税猶予を受けている畑の数筆を都市農地貸借円滑化法によって、貸借をしました。それが、以前の委員会で審議されており、その申請地にハウスを建設しました。納税猶予農地で都市農地貸借円滑化法によって貸借した場合は税務署に3年毎の報告することになります。地権者側が納税猶予農地を貸しても農業を継続しているという事の証明書です。納税猶予農地を借りてまで農業をやるという方になるので、畑が荒れるという事は比較的考えにくいとは思われます。

議 長 各委員何か質問はありますか。

委 員 異議なし。

議 長 議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは、生産緑地の買取り申出を行う場合、こちらの証明書が必要になります。それでは読み上げさせていただきます。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。

1 件目 土地の表示 竹丘三丁目1555番2、地目 畑、地積694㎡、他1筆、合計965㎡ 買取申出事由 死亡のため。

以上です。

議長           こちら、死亡でございます。何か質問はございますか。

委員           異議なし。

議長           それでは、承認させていただきます。

議案第5号、農地法に基づく許可について「3条関係」についてを議題とさせていただきます。

清瀬市農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項についてはその議事に参与することができないということになっておりますので、金子住晴委員はしばらくの間は退出をお願いします。

～金子住晴委員退出～

3条の許可申請の説明を事務局より、お願いいたします。

事務局       はい、それでは農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する許可申請を朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は5月11日から6月10日までとなっております。

1件目、土地の表示 旭ヶ丘六丁目1437番4、地目 畑、地積 400㎡、転用の目的 営農地拡大のため。  
以上でございます。

議長           只今、事務局より説明がございました。現地に行った増田委員と横山委員より、説明をお願いします。

増田委員      6月18日に私と横山委員と矢吹さんとJAと現地調査をしてまいりました。譲受人は篤農家でありすべての農地をしっかりと耕作し、所有農地はすでに50a以上あります。現地はくるぶし位まで、草が生えておりましたが、本人はこれから畑を綺麗にし、耕作できると思いますので、問題ありません。

横山委員      増田委員と一緒に6月18日現地調査行ってまいりました。すでに耕耘作業をJAにお願いしておりますが、JAの方の仕事が詰まってしまっていて、現地調査当日までに耕耘が間に合わず、現場は草が生えていました。それから、譲受人は1435

番という土地を所有されていて、この袋地になっている土地に行くのに近所を通らせてもらっていたそうです。今回この土地を所有するにあたって便利になるという話をされておりました。問題ないと思います。

議 長 譲渡人は農業者ではないのですね。

委 員 そうです。

議 長 これで綺麗になりますね。

委 員 将来的には綺麗になります。

議 長 それでは、今回の案件に関して質問はありますか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは許可させていただきます。金子住晴委員の入室を許可します。

#### ～金子住晴委員入室～

議 長 議案第6号、農地法に基づく届出「4・5条関係」についてを議題とさせていただきます。4条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条第1項第8号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。5月11日から6月10日までの受付分となっております。  
1件目、土地の表示 旭ヶ丘三丁目346番3、地目 畑、地積 338㎡、転用の目的 戸建建築、5月27日受付、6月3日 処理。  
以上でございます。

議 長 質問等がございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が4条の報告です。

続いて、農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局

はい、それでは農地法第5条第1項第7号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。5月11日から6月10日までの受付分となっております。

1件目、土地の表示 中里三丁目1729番43、地目 畑、地積 470㎡、転用の目的 住宅用地、5月28日受付、6月3処理。

2件目、土地の表示 野塩四丁目67番10、地目 畑、地積 95㎡、転用の目的 専用住宅の建築、6月3日受付、6月11日処理。

以上でございます。

議長

各委員は何か質問はございますか。

委員

異議なし

議長

以上が報告です。議案第7号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について。事務局で朗読説明をお願いします。

事務局

はい、朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 買取希望所在地 清瀬市中清戸四丁目950番、地目 畑、地積 1,209㎡、他5筆、合計 3,960㎡。

以上でございます。

議長

これは生産緑地の買取申し出に係る協力依頼でございます。これは協力ですので、希望される方がいれば、事務局に一報お願いします。

議長

(2) 会議等の報告について。

①第129回東京都農業会議通常総会。令和3年6月16日

(水)午後1時30分より清瀬市役所にてオンライン会議で行われました。今回は役員の改選に伴いまして、南多摩地区の前

理事が退任されまして、八王子市農業委員会会長が、理事候補で挙げられました。会議出席者全員の一致をもちまして、新たに理事に就任されました。その後、農業会議の方から農業委員会組織のめぐる情勢という事で要点の説明がございました。改正農業委員会法が施行されまして5年が経ちまして、今回農水省の方で見直し等の要請がございました。それから、企業的農業経営顕彰並びに後継者顕彰等の事業に関しましては、例年通り実施するという内容の報告もありました。以上が今回の通常総会の内容でございます。

### (3) 会議等の日程について

①農地利用状況調査。令和3年6月22日（火）午後1時30分より行われます。参加者は、農業委員、事務局、都市計画課の職員です。終了後は会議室において現地確認した報告会を行いたいと思います。

②農業委員会地区別広域連携会議。令和3年6月23日（水）午後1時30分。東久留米市役所。参加者は、私と職務代理、事務局長です。

③農業まつり準備会。令和3年7月13日（火）午後1時30分より、清瀬市役所研修室で行われます。参加者は、私と職務代理、事務局です。

④令和3年第7回農業委員会。令和3年7月20日（火）午前9時より行なわれます。場所は、清瀬市役所研修室です。参加者は、農業委員と事務局です。

以上が会議等の日程でございます。全体を通して質問等はありませんでしょうか。

委員

特になし。

事務局

事務局はありません

議長

特になさいますので、終了したいと思います。

職務代理

慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第6回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れさまでした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長 (松村 俊夫)

署名委員 (第 11 番) (横山 眞一)

署名委員 (第 12 番) (村野 正明)